
第1回 日吉津村議会定例会会議録（第4日）

令和6年3月22日（金曜日）

議事日程（第4号）

令和6年3月22日 午後1時30分開議

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | 陳情第1号 | 食糧自給率向上を政府の法的義務とすることを求める陳情書 |
| 日程第2 | 議案第4号 | 日吉津村情報公開条例等の一部を改正する条例 |
| 日程第3 | 議案第5号 | 日吉津村防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例 |
| 日程第4 | 議案第6号 | 日吉津村長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第5 | 議案第7号 | 日吉津村教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改
正する条例 |
| 日程第6 | 議案第8号 | 日吉津村長の給与の特例に関する条例を廃止する条例 |
| 日程第7 | 議案第9号 | 令和5年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第7回） |
| 日程第8 | 議案第10号 | 令和5年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
（第3回） |
| 日程第9 | 議案第11号 | 令和5年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3
回） |
| 日程第10 | 議案第12号 | 令和5年度日吉津村下水道事業会計補正予算（第3回） |
| 日程第11 | 発議第1号 | 議案第13号令和6年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計予算に対する修正動
議について |
| 日程第12 | 議案第13号 | 令和6年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計予算 |
| 日程第13 | 議案第14号 | 令和6年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計予算 |
| 日程第14 | 議案第15号 | 令和6年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第15 | 議案第16号 | 令和6年度日吉津村下水道事業会計予算 |
| 日程第16 | 議案第17号 | 日吉津村防災行政無線機能強化工事変更請負契約について |
| 日程第17 | 議案第18号 | 日吉津村と鳥取県の間における個人情報の保護に関する法律に基づく合議
制の機関に係る事務の委託に関する規約を定める協議について |
| 日程第18 | 議案第19号 | 日吉津村と鳥取県の間における情報公開条例及び議会個人情報保護条例に |

基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約を定める協議について

- 日程第19 議案第20号 令和5年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第8回）
- 日程第20 議案第21号 ひえづこども園保育室等整備工事請負契約について
- 日程第21 発議第2号 日吉津村議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 発委第1号 食糧自給率向上を政府の法的義務とすることを求める意見書について
- 日程第23 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第24 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第25 広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第26 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 陳情第1号 食糧自給率向上を政府の法的義務とすることを求める陳情書
- 日程第2 議案第4号 日吉津村情報公開条例等の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第5号 日吉津村防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第6号 日吉津村長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第7号 日吉津村教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第8号 日吉津村長の給与の特例に関する条例を廃止する条例
- 日程第7 議案第9号 令和5年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第7回）
- 日程第8 議案第10号 令和5年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3回）
- 日程第9 議案第11号 令和5年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）
- 日程第10 議案第12号 令和5年度日吉津村下水道事業会計補正予算（第3回）
- 日程第11 発議第1号 議案第13号令和6年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計予算に対する修正動議について
- 日程第12 議案第13号 令和6年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計予算
- 日程第13 議案第14号 令和6年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計予算

- 日程第14 議案第15号 令和6年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第15 議案第16号 令和6年度日吉津村下水道事業会計予算
- 日程第16 議案第17号 日吉津村防災行政無線機能強化工事変更請負契約について
- 日程第17 議案第18号 日吉津村と鳥取県の間における個人情報の保護に関する法律に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約を定める協議について
- 日程第18 議案第19号 日吉津村と鳥取県の間における情報公開条例及び議会個人情報保護条例に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約を定める協議について
- 日程第19 議案第20号 令和5年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第8回）
- 日程第20 議案第21号 ひえづこども園保育室等整備工事請負契約について
- 日程第21 発議第2号 日吉津村議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 発委第1号 食糧自給率向上を政府の法的義務とすることを求める意見書について
- 日程第23 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第24 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第25 広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第26 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

出席議員（10名）

1 番 齊 田 光 門	2 番 加 藤 修
3 番 江 田 加 代	4 番 長谷川 康 弘
5 番 前 田 昇	6 番 石 原 浩 明
7 番 河 中 博 子	8 番 橋 井 満 義
9 番 松 田 悦 郎	10番 山 路 有

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 里 英 樹 書記 森 下 瞳

説明のため出席した者の職氏名

村長	中 田 達 彦	総合政策課長	大 武 浩
住民課長	矢 野 孝 志	福祉保健課長	橋 田 和 久
建設産業課長	福 井 真 一	教育長	井 田 博 之
教育次長	横 田 威 開	会計管理者	景 山 美 穂

午後 1 時 3 0 分開議

○議長（山路 有君） 皆さん、こんにちは。

ただいまから令和 6 年 3 月第 1 回定例会最終日、討論、採決を開催します。

議員各位におかれましては、会期 2 2 日間、特にこのたびは令和 6 年度当初予算審査ということで慎重審議いただきました。御苦労さまでした。

村の状況は皆さんも御存じのように、県内唯一、人口増加の村、また、王子製紙米子工場増設工事開始、そして、懸案であった国道 4 3 1 号線沿いの進出企業の造成工事がいよいよ開始されるところであります。活力ある村づくりに弾みをつける状況であります。しかしながら、環境問題、ライフライン等、住民の皆さんからの指摘事項もあります。議会としても、皆さんの声に耳を傾ける努力は惜しまないところであります。

それでは、議事に入ります。

ただいまの出席議員数は 1 0 名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1 陳情第 1 号

○議長（山路 有君） 日程第 1、陳情第 1 号、食糧自給率向上を政府の法的義務とすることを求める陳情書を議題とします。

本陳情については、本会議において総務経済常任委員会に審査を付託していますので、総務経済常任委員長から審査経過と結果の報告を求めます。

橋井委員長。

○総務経済常任委員長（橋井 満義君） 総務経済常任委員長の橋井でございます。先ほど議長のほうからありましたとおり、去る 3 月 1 日、議会開会日におきまして、本総務経済常任委員会に付託をされました、受理番号 1、受理年月日、令和 6 年 2 月 6 日、事件名、食糧自給率向上を政

府の法的義務とすることを求める陳情書。陳情書については、皆様、お手元に配付のとおりと思います。陳情者、西伯郡南部町天萬１０５２－３、鳥取県農民運動連合会会長、雑賀敏之氏からでございます。

本陳情の提出に伴い、本委員会は３月６日水曜日、午後１時３０分より議会委員会室において審議を行ったものでございます。総務委員会委員、前田副委員長、加藤修委員、斉田光門委員、山路有委員、そして私、委員長、橋井満義でございます。以上５名において、慎重審議をさせていただきました。

内容につきましては、陳情趣旨の概要を若干御説明させていただきたいと思います。本陳情は、食糧自給率向上を政府の法的義務とすることを求める陳情でございます。本陳情につきましては、今まで現行の基本法、食料自給率の向上を目指す計画であります、これについては自給率向上を設定したものの単なる閣議決定で行われており、法的拘束力がない。そして、今後はこの基本法の検討においては、政府が自給率向上の目標を定める基本計画を国会承認制として自給率向上を政府の法的義務とすることを陳情項目で求めておられるものでございます。

本陳情に際しまして、各委員からの御意見を聴取いたしましたところ、これについては国会承認とし、政府の法的義務を伴うものとするものであって、これまで閣議決定で法的拘束力がなかったものを改善をするということであります。これについては、この趣旨とされることはごもっともであり、今後は政府としてもこれらをきちとした対応を図るべきであるということで、賛同を得たものであるという意見が、採択とすべき意見が２。そして、政府が行うべきなのはごもっともであるが、これについては努力義務として担うべきであるということで、趣旨採択とすべきものであるが１。そして、この陳情はあくまで政府において履行されるべき件であり、地方自治体が政府の法的義務に関して介入する必要はないという意見で、採択すべきが２、趣旨採択すべきが１、不採択とすべきが１ということで、採決の結果、本陳情は採択すべきが２ということの賛成多数で、本委員会は採択すべきであるということを御報告させていただきます。以上でございます。

○議長（山路 有君） 報告が終わりましたので、これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（山路 有君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。最初に、反対討論はありませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（山路 有君） 次に、賛成討論はありませんか。

江田議員。

○議員（3 番 江田 加代君） 3 番、江田です。

食糧自給率向上を政府の法的義務とすることを求める陳情。先ほど、委員長から採択すべしと報告いただきました。私は……。

○議長（山路 有君） 江田議員、マスク取ってもらったほうがいい。

○議員（3 番 江田 加代君） 私は、委員長報告に賛成の立場で討論いたします。

TPP など農産物の輸入自由化が強行されて以降、飼料と食料は輸入割合が高く、日本の食料自給率は 38% で、あと 6 割以上が外国に依存している状況になっています。今、世界的に干ばつ等食料危機と言われていますが、今年的小麦の生産高を心配するテレビ報道もありました。今、国民の大きな不安であるこの異常な低自給率については国民の命に関わることであり、自給率を上げていく国の政策を消費者としても求めているのではないかと私は考えています。

現在の基本法では、基本計画の中で食料自給率の目標を定めるとし、自給率目標はその向上を図ることを旨として定めとなっています。その文面で「向上」という文言は、農協が自給率向上 1,000 万署名を集め、農民連など国民の運動が後押しをして国会修正で盛り込まれたそうです。本来、平和なときに食料不足は発生しないと思います。食料・農業・農村改定審議される中で自給率向上が位置づけられるよう、意見書を上げていただきたく討論させていただきました。御賛同よろしくお願いいたします。

○議長（山路 有君） ほかに討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。本陳情に対する委員長の報告は採択であります。本陳情は、委員長の報告のとおり採択することに賛成の方の起立をお願いします。

〔起立多数〕

○議長（山路 有君） 起立多数と認めます。したがって、陳情第 1 号は採択することに決定いたしました。

日程第 2 議案第 4 号

○議長（山路 有君） 日程第 2、議案第 4 号、日吉津村情報公開条例等の一部を改正する条例

を議題とします。

これから討論を行います。最初に、反対討論はありませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、次に、賛成討論はありませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山路 有君） 起立全員と認めます。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

_____ . _____ . _____

日程第3 議案第5号

○議長（山路 有君） 日程第3、議案第5号、日吉津村防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから討論を行います。最初に、反対討論はありませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、次に、賛成討論はありませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山路 有君） 起立全員と認めます。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

_____ . _____ . _____

日程第4 議案第6号

○議長（山路 有君） 日程第4、議案第6号、日吉津村長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから討論を行います。最初に、反対討論はありませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、次に、賛成討論はありませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山路 有君） 起立全員と認めます。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第7号

○議長（山路 有君） 日程第5、議案第7号、日吉津村教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから討論を行います。最初に、反対討論はありませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、次に、賛成討論はありませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山路 有君） 起立全員と認めます。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第8号

○議長（山路 有君） 日程第6、議案第8号、日吉津村長の給与の特例に関する条例を廃止する条例を議題とします。

これから討論を行います。最初に、反対討論はありませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、次に、賛成討論はありませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で討論を終わります。

これから議案第 8 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山路 有君） 起立全員と認めます。したがって、議案第 8 号は原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 9 号

○議長（山路 有君） 日程第 7、議案第 9 号、令和 5 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 7 回）を議題とします。

これから討論を行います。最初に、反対討論はありませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、次に、賛成討論はありませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で討論を終わります。

これから議案第 9 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（山路 有君） 起立多数と認めます。したがって、議案第 9 号は原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 10 号

○議長（山路 有君） 日程第 8、議案第 10 号、令和 5 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 回）を議題とします。

これから討論を行います。最初に、反対討論はありませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、次に、賛成討論はありませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で討論を終わります。

これから議案第 10 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山路 有君） 起立全員と認めます。したがって、議案第 10 号は原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 11 号

○議長（山路 有君） 日程第 9、議案第 11 号、令和 5 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 回）を議題とします。

これから討論を行います。最初に、反対討論はありませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、次に、賛成討論はありませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で討論を終わります。

これから議案第 11 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山路 有君） 起立全員と認めます。したがって、議案第 11 号は原案のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 12 号

○議長（山路 有君） 日程第 10、議案第 12 号、令和 5 年度日吉津村下水道事業会計補正予算（第 3 回）を議題とします。

これから討論を行います。最初に、反対討論はありませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、次に、賛成討論はありませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で討論を終わります。

これから議案第 12 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山路 有君） 起立全員と認めます。したがって、議案第 1 2 号は原案のとおり可決されました。

日程第 1 1 発議第 1 号

○議長（山路 有君） 日程第 1 1、発議第 1 号、議案第 1 3 号令和 6 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計予算に対する修正動議についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

前田議員。

○議員（5 番 前田 昇君） 5 番、前田です。新年度の予算の審議の前に、別紙のとおり修正動議を提出させていただきました。

発議第 1 号、令和 6 年 3 月 2 2 日、日吉津村議会議長、山路有様。提出者、日吉津村議会議員、前田昇。議案第 1 3 号令和 6 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計予算に対する修正動議について。上記の動議を地方自治法第 1 1 5 条の 3 及び日吉津村議会会議規則第 1 7 条の規定により、別紙修正案を添えて提出します。

理由について述べさせていただきます。新年度当初予算の第 7 款土木費、第 3 項都市計画費、第 2 目公園費における契約書等作成法務支援委託料 1, 6 5 0 万円につきましては、海浜運動公園におきます官民連携手法の事前検討に係るコンサル料というふうに説明をされております。その委託内容としましては、以前に検討されました指定管理者制度とか、あるいは P a r k - P F I という新しい手法などを本村で実施できるかどうか調査研究するとされております。この 1, 6 5 0 万円を削減をするという提案をしておりますが、その詳細については 2 枚目のほうに、別紙のほうに数字を、歳入、歳出と記載しておりますので、これはお読み取りいただければというふうに思います。

1 枚目に戻りまして、理由を主に 3 点上げております。まず 1 点は、この委託料は村民が望む海浜運動公園の具体案を作成するためのものではなくて、民間資本導入のための検討・事前準備として実施される委託事業であります。つまり、公園の整備に係る検討のごく入り口に係る調査費ということになります。そのための委託料は、先ほど述べましたように 1, 6 5 0 万という誠に多額な予算であります。

2 つ目、検討の目玉の一つであります P a r k - P F I は、近年大都市圏で行われてる手法でありまして、レストラン等を経営する民間事業者がその公園に参入をしまして、その収益を公園

整備に還元することなどを条件に、行政のほうは都市計画法上の諸条件を緩和することなどを想定しているものです。これまでのP a r k－P F Iの実施地を見ましても、本村の地域環境にマッチする手法とは私には思えないものであります。仮に、今回のコンサル料そのものに国庫支出金が交付されたとしても、その後に続く公園の活性化計画や具体的な整備に向けては、さらに多額の予算投下の継続につながるものではないというふうに危惧をしております。

3つ目ですが、本村の海浜運動公園には、既にテニスコートやゲートボール場など数年間使用できない状態に放置されている中で、村民からは日常的に利用できる公園、あるいは遊具のある公園などを求める声が多々聞かれます。また、同じ海浜エリアにある旧うなばら荘の今後についても具体的な方向性が見いだせない中で、改めて村民の声を集めつつ、言わば身の丈に合った海浜運動公園の活性化を目指すべきであるというふうに考えております。

補足しますと、この間、村としましては、海浜エリアの活性化について、村民あるいは利用者の方の意見を聞いて作成したというふうに説明を受けておりますが、その後に官公庁の事業等の採択ともならず、あるいは先ほど述べましたように、うなばら荘も閉館状態になっております。海浜エリアの活性化について発言をされたり検討をされた村民の方、委員の方は、このように現在の多額のコンサル料を支出して民間資本の導入について検討するというふうなことを果たして想定されていたのかということになりますと、そうではないんじゃないか。村民の憩いの場としての海浜運動公園を一日も早く村民が利用しやすい場としてほしいという思いで、検討の御意見をいろいろ言われたんだというふうに思います。

というふうな以上の観点で、村民憩いの場である海浜運動公園の活性化について、多額のコンサル契約を行って民間資本の参入を模索し続けることは、結果として村民の声を反映した公園づくりにつながらないのではないかと感じているというふうに感じており、あまりに多額の委託料の予算について、村民の代弁者であり村政執行のチェック機能を果たすべき我々議員としては、ここで賛成し難いのではないかと考えております。同僚の議員の皆さんには、当初予算の全体額から見れば1,650万はそう多額とも言えないかもしれませんが、今後の日吉津村の、村民と共につくる日吉津村づくりという観点からいまして、我々議員はここに強く問題提起をすべきだというふうな考え方から修正動議の提案をさせていただきました。ぜひ議員の皆さんの御賛同をいただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。以上であります。

○議長（山路 有君） 説明が終わりましたので、これから修正案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（山路 有君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、修正案に対する反対、賛成の順に許します。

まず、反対討論はありませんか。

松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） 9番、松田です。このたびの令和6年度一般会計予算に対する修正動議に対して、反対討論をいたします。

令和元年度から始まった海浜運動公園指定管理者導入の計画は、紆余曲折しながら、今年行ったサウンディング調査で海浜運動公園事業化の方向性や新しい新規事業の内容など、実施に向けて検討されております。さらに、令和6年4月以降に、直営方式か指定管理か、またはP a r k－P F Iの新しい管理方法にするのか、基本計画をつくり検討すると言われておりますが、ぜひともP a r k－P F Iができることを期待してます。

また、先日の予算審査委員会の中で、海浜運動公園魅力向上事業について、村長から委託費の内訳について国庫金対応やP F I事業金対応など、予算1,650万円についての説明がありました。内容は、導入の可能性、事業の作成及びモデルプランの作成、事業者の選定などを委託する計画の説明でありました。このように、行政側として精いっぱい基本計画を作成されている中、計画立案など行政側の立場を後押しすることが重要であるし、この修正動議によって事業が立ち止まったら今まで多くの時間を費やしたことが無駄になります。

どちらにしましても、予算委員会の中では賛成多数で認定されたことを含めまして、この修正動議に反対いたします。皆様方の御理解をお願いをして、討論を終わります。

○議長（山路 有君） 次に、修正案に対する賛成討論はありませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（山路 有君） ほかに討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですから、討論を終わります。

前田議員から提出された修正案について、起立により採決します。この修正案に賛成の方は起立をお願いします。

〔起立少数〕

○議長（山路 有君） 起立少数です。したがって、前田議員から提出された修正案は否決されました。

日程第 1 2 議案第 1 3 号 から 日程第 1 5 議案第 1 6 号

○議長（山路 有君） お諮りします。日程第 1 2、議案第 1 3 号から日程第 1 5、議案第 1 6 号までは本会議において予算審査特別委員会に審査を付託していますので、一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、日程第 1 2、議案第 1 3 号、令和 6 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計予算、日程第 1 3、議案第 1 4 号、令和 6 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計予算、日程第 1 4、議案第 1 5 号、令和 6 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計予算、日程第 1 5、議案第 1 6 号、令和 6 年度日吉津村下水道事業会計予算、以上 4 件を一括議題とします。

ここで、予算審査特別委員長から審査経過と結果について報告を求めます。

河中予算審査特別委員長。

○予算審査特別委員長（河中 博子君） 予算審査特別委員長の河中です。令和 6 年度の予算審査について報告いたします。

令和 6 年 3 月 2 2 日、日吉津村議会議長、山路有様。予算審査特別委員会委員長、河中博子。

委員会審査報告書。本委員会に付託されました事件は、審査の結果、下記のとおり決定いたしましたので、会議規則第 7 7 条の規定により報告いたします。議案第 1 3 号、令和 6 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計予算ほか 4 議案につきましては、お手元に配付のとおりです。

主な項目について、これから審査の経過と内容について報告いたします。審査事件、議案第 1 3 号、令和 6 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計予算、議案第 1 4 号、令和 6 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計予算、議案第 1 5 号、令和 6 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計予算、議案第 1 6 号、令和 6 年度日吉津村下水道事業会計予算、以上の 4 議案です。

審査日時、令和 6 年 3 月 1 2 日、1 3 日、1 8 日の 3 日間。審査場所、議会委員会室。委員の構成は、議員 1 0 名全員です。説明のために、小原総務課長ほか各課課長と業務担当 2 名、教育委員会から井田教育長と次長の 2 名に事業概要の説明を受けました。

これより審査内容を申し上げます。令和 6 年度予算審査特別委員会審査報告書。一般会計、令和 6 年度当初予算の一般会計歳入歳出総額は、それぞれ 2 7 億 7, 1 4 9 万 9, 0 0 0 円を計上。対前年度比 2. 3 % の減で、6, 5 6 5 万円の減額予算となっています。

歳入の主なものは村税 8 億 9, 2 5 3 万 1, 0 0 0 円で、対前年度 1, 6 5 2 万 5, 0 0 0 円の減額で

す。収入総額に村税が占める割合は32.2%となっています。村税の減額要因として、村民税の個人所得は定額減税に伴うもので、法人所得は前年度実績に基づき前年度を下回る見込みによるものとなりました。地方交付税7億6,101万6,000円、対前年度9,240万8,000円、13.8%の増を見込んでいます。収入総額に地方交付税の占める割合は27.4%となっています。国庫支出金3億1,017万円は、対前年度6,756万9,000円の増。その要因は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金4,712万5,000円、デジタル田園都市国家構想交付金1,556万1,000円の増が見込まれています。県支出金1億7,879万4,000円、対前年度1,235万円の増となりました。その要因は、特別医療費補助金444万6,000円の増。鳥取県こども・子育て応援交付金84万5,000円の増が見込まれています。基金繰入金は1億3,909万円、対前年度620万3,000円の増です。夢はぐくむ村づくり基金が155万3,000円、財政調整基金繰入金が327万円の増となりました。村債は6,330万5,000円、対前年度比2億4,880万円の79.7%の減になっています。これは、緊急防災・減災事業債の減額によるものです。

歳出を申し上げます。対前年度比2.3%の減で、主なものは、総務費5億5,141万6,000円、対前年度1,802万2,000円の増。その要因として、業務用パソコンの更新に伴う経費の増や人件費、消耗品費、通信運搬費等の経常経費が全体的に押し上げました。民生費10億7,010万8,000円、対前年度1億2,527万円の増。物価高騰対応重点支援調整給付金や価格高騰重点支援給付金、特別医療費助成の増額や人件費に係る増額が主な要因です。農林水産業費は8,294万円、対前年度798万9,000円の減。農地費のうち、土地改良事業借入償還補助金の皆減や県営農村地域防災減災事業、市町村負担金の減が主な要因です。消防費は2,408万5,000円、対前年度2億4,220万4,000円の減。防災行政無線機能強化工事2億4,440万円の一部繰越しによる減額が主な要因です。教育費2億8,034万5,000円は、対前年度1,584万2,000円の減。昨年度実施の小学校校舎及び体育館の大規模LED化工事の終了が主な要因です。今年度の債務負担行為として、ふるさと読本制作アドバイス印刷業務を令和7年度に110万円、日吉津村一般廃棄物収集運搬業務を令和7年から8年まで1,293万6,000円を計上しています。

本委員会は、審査の結果、賛成多数で原案可決となりました。

次に、国民健康保険事業勘定特別会計です。歳入歳出総額はそれぞれ3億9,924万円を計上、対前年度2,348万4,000円、6.2%の増額予算です。

歳入の主なものは、保険税6,839万4,000円、県支出金3億331万6,000円、及び一

般会計繰入金2,749万9,000円です。

歳出の主なものは、保険給付費2億9,035万4,000円、保健事業費1,380万8,000円、及び保険事業納付金9,015万円です。

被保険者数は611人、ちなみに前年度は645人でした。被保険者数611人で、社会保険の加入条件緩和による減少を見込んでいます。なお、1人当たりの医療費は41万3,455円で、保険給付費は1,739万8,000円の増を見込んでいます。

本委員会は、審査の結果、全会一致で原案可決となりました。

次に、後期高齢者医療特別会計です。歳入歳出総額はそれぞれ6,317万1,000円を計上、対前年度728万1,000円、13%の増です。

歳入の主なものは保険料5,267万1,000円、一般会計繰入金1,046万3,000円です。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金6,188万円です。75歳を迎えますと他の保険から後期高齢者医療制度に移行します。この制度は、県下自治体で構成する広域連合に村が保険料の徴収を行い納付するものです。今後とも滞納がないよう留意していただきたいと思います。

本委員会は、審査の結果、賛成多数で原案可決となりました。

最後に、下水道事業会計です。公営企業会計により収益的収支及び資本的収支に分類されます。収益的収入は1億6,049万円、主なものは下水道使用料6,732万円、他会計負担金として村一般会計繰入金4,240万円などがあります。

収益的支出は1億5,635万4,000円で、主なものは下水処理場費3,486万円、減価償却費7,735万9,000円です。

資本的収入は2,001万4,000円、対前年度1億4,298万6,000円の減。主なものは受益者負担金240万円、企業債1,430万円などです。

資本的支出は5,541万9,000円で、対前年度1億5,784万6,000円の減です。主なものは、移動式汚泥脱水車収納庫改修工事442万2,000円や企業債の償還金4,149万3,000円などです。

なお、今年度から下水道使用料の減免が現行の6%から2%となります。

本委員会は、審査の結果、全会一致で原案可決となりました。

委員会審査の過程で、令和6年度予算の執行について委員から多くの意見がありましたので、別紙のとおり附帯意見として添付いたします。予算執行におかれましては検討の上、事業執行に努めていただきたいと思います。

附帯意見を申し上げます。

総務課。海浜運動公園の芝生広場・多目的広場は有料施設となっているが、予約使用以外は無料で使用できるので、村民に誤解を与えないよう看板を新設されたい。②予算書及び説明書については、村ホームページにも掲載されたい。

総合政策課。海浜運動公園の官民連携手法による事前検討委託料が高額である。具体的な内容も分かりにくく、見直しを含め十分検討されたい。

福祉保健課。带状疱疹のワクチン接種の有効性を周知するとともに一部助成制度を検討されたい。

住民課。男女共同参画の推進を早急に取り組まされたい。②環境施策については、環境の日実行委員会や環境審議会などと連携しながら、積極的に取り組まされたい。

教育委員会。①中学生の人材育成交流事業・オーストラリア語学研修は、8名、740万円と高額である。自費部分や選抜など、不公平感もある。中止を含め見直しをされたい。②小学校校庭の芝生管理は、芝生化推進隊と教育委員会とでパートナーシップ協定を締結し、協働のモデルとされたい。

以上が附帯意見です。

いずれの予算も村民の幸せを願っての予算ですので、しっかりと執行していただきたいと思います。これで報告を終わります。

○議長（山路 有君） この際、委員長報告に対する質疑はないものとし、これから討論、採決を行います。討論、採決は議案ごとに行います。

まず、議案第13号に対する討論を行います。最初に、反対討論はありませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、次に、賛成討論はありませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で議案第13号に対する討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。本議案に対する委員長の報告は原案可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（山路 有君） 起立多数と認めます。したがって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第14号に対する討論を行います。最初に、反対討論はありませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、次に、賛成討論はありませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で議案第 14 号に対する討論を終わります。

これから議案第 14 号を採決します。本議案に対する委員長報告は原案可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山路 有君） 起立全員と認めます。したがって、議案第 14 号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 15 号に対する討論を行います。最初に、反対討論はありませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（山路 有君） 続いて、賛成討論を行います。

〔賛成討論なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で議案第 15 号に対する討論を終わります。

これから議案第 15 号を採決します。本議案に対する委員長報告は原案可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（山路 有君） 起立多数と認めます。したがって、議案第 15 号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 16 号に対する討論を行います。最初に、反対討論はありませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、次に、賛成討論はありませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、議案第 16 号に対する討論を終わります。

これから議案第 16 号を採決します。本議案に対する委員長報告は原案可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山路 有君） 起立全員と認めます。したがって、議案第 16 号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（山路 有君） 日程第１６、議案第１７号、日吉津村防災行政無線機能強化工事変更請負契約についてを議題とします。

これから討論を行います。最初に、反対討論はありますか。

〔反対討論なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、次に、賛成討論はありますか。

〔賛成討論なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で討論を終わります。

これから議案第１７号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって、議案第１７号は原案のとおり可決されました。

_____ . _____ . _____

日程第１７ 議案第１８号

○議長（山路 有君） 日程第１７、議案第１８号、日吉津村と鳥取県の間における個人情報の保護に関する法律に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約を定める協議についてを議題とします。

これから討論を行います。最初に、反対討論はありますか。

〔反対討論なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、次に、賛成討論はありますか。

〔賛成討論なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で討論を終わります。

これから議案第１８号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山路 有君） 起立全員と認めます。したがって、議案第１８号は原案のとおり可決されました。

_____ . _____ . _____

日程第１８ 議案第１９号

○議長（山路 有君） 日程第１８、議案第１９号、日吉津村と鳥取県の間における情報公開条

例及び議会個人情報保護条例に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約を定める協議についてを議題とします。

これから討論を行います。最初に、反対討論はありますか。

〔反対討論なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、次に、賛成討論はありますか。

〔賛成討論なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で討論を終わります。

これから議案第 19 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山路 有君） 起立全員と認めます。したがって、議案第 19 号は原案のとおり可決されました。

日程第 19 議案第 20 号

○議長（山路 有君） 日程第 19、議案第 20 号、令和 5 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 8 回）を議題とします。

本議案は追加議案ですので、提案者から提案理由の説明を求めます。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） ただいま議題となりました議案第 20 号、令和 5 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 8 回）について、提案理由を御説明申し上げます。

歳出のうち 221 万 6,000 円を移動し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 32 億 586 万 1,000 円とするものでございます。

4 ページを御覧ください。第 3 款農林水産業費、第 1 項農業費、第 5 目農地費に 221 万 6,000 円を増額しております。これは、海川排水路において鳥取県が行う土地改良事業の工事費の一部を村が負担しておりますが、本年度実施されました県営農村地域防災減災事業及び基幹水利施設ストックマネジメント事業の村負担金の確定額が 3 月となりましたので、追加で計上させていただくものであります。第 11 款諸支出金、第 1 項基金費、第 1 目財政調整基金費を 221 万 6,000 円の減額で調整しております。

以上、議案第 20 号の提案理由の説明とさせていただきますので、よろしく御審議、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山路 有君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

前田議員。

○議員（５番 前田 昇君） ５番、前田です。この補正の県営の事業で村の負担が確定したということでありましたが、これは要するに工事全体額が増えたということなのか、あるいは県等との負担割合が何かの理由で増えたのか、その辺りをもう少し説明をいただけたらと思います。

○議長（山路 有君） 福井建設産業課長。

○建設産業課長（福井 真一君） 前田議員の御質問にお答えいたします。

負担金が増えた理由ですが、事業費の増加でございます。県の行っております事業の事業費全体が増えまして、事業を促進させていただき、事業効果の早期発揮を目指してございまして、額が確定したものでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 前田議員。

○議員（５番 前田 昇君） 概略でいいんですが、この事業の全体額が、元の当初の計画のいわゆる請負額なのか、計画額があって、それが実際に増嵩になったということで村の負担分も増えたというようなことなのかなと思うんですけど、その辺の数字がもし、概略でも結構ですので分かったら教えていただきたいと思います。

○議長（山路 有君） 福井建設産業課長。

○建設産業課長（福井 真一君） 前田議員の御質問にお答えいたします。

全体額につきましてはちょっと資料を持っておりませんので、内容につきまして、これは県のほうが集中的に事業投資をしていただく関係で、当初予算で考えていた工事区間を、よりたくさん事業を、工事のほうをしていただいたという結果でございます。以上です。

○議長（山路 有君） 前田議員。

○議員（５番 前田 昇君） 全体額が今、分からないということなんですが、後にでも、それは大ざっぱな数字でも示していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（山路 有君） 福井建設産業課長。

○建設産業課長（福井 真一君） ちょうど今この事業の告示を行っております。全体計画の変更というものでございまして、事業費の増額のちょうど告示中でございますので、下のほうに縦覧しておりますので、また後で説明させていただきます。以上です。

○議長（山路 有君） ほかに質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で質疑を終わります。

これから討論を行います。最初に、反対討論はありませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、次に、賛成討論はありませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で討論を終わります。

これから議案第 20 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山路 有君） 起立全員と認めます。したがって、議案第 20 号は原案のとおり可決されました。

日程第 20 議案第 21 号

○議長（山路 有君） 日程第 20、議案第 21 号、ひえづこども園保育室等整備工事請負契約についてを議題とします。

本議案は追加議案ですので、提案者から提案理由の説明を求めます。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） ただいま議題となりました議案第 21 号、ひえづこども園保育室等整備工事請負契約についての提案理由を御説明申し上げます。

この議案は、日吉津村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき工事請負契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定によって本議会の議決をお願いするものでございます。

本工事は、ひえづこども園における入園希望の園児が増えていることに対応し、保育室の増築等の整備を実施するもので、3 月 18 日に 11 社による指名競争入札を行い、落札業者と 3 月 21 日に仮契約を締結したところでございます。契約の目的は、ひえづこども園保育室等整備工事、契約の方法は、指名競争入札、契約の金額は、税込みで 2 億 4,640 万円。契約の相手方は、株式会社リンクス、代表取締役、池田幸仁氏であります。契約の工期は、日吉津村議会の議決日の翌日から令和 6 年 12 月 25 日まででございます。

以上が議案第 21 号の提案理由の説明とさせていただきますので、御審議、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山路 有君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（山路 有君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。最初に、反対討論はありませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、次に、賛成討論はありませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で討論を終わります。

これから議案第 2 1 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山路 有君） 起立全員と認めます。したがって、議案第 2 1 号は原案のとおり可決されました。

日程第 2 1 発議第 2 号

○議長（山路 有君） 日程第 2 1、発議第 2 号、日吉津村議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

加藤議会運営委員長。

○議会運営委員長（加藤 修君） 議会運営委員長の加藤です。ただいま議題となりました発議第 2 号、日吉津村議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

日吉津村長並びに日吉津村教育委員会教育長に支給される期末手当に係る支給月数について、年間 3.30 月から 3.40 月に 0.1 月分引き上げられるのに伴い、日吉津村議会の議員に支給される期末手当に係る支給月数についても、これに準じて年間 3.30 月から 3.40 月に 0.1 月分引き上げるよう所要の改正を行うものであります。

また、鳥取県西部地区特別職報酬等審議会が本年 1 月 15 日に出されました答申に伴い、村議会の報酬の改定を行うものであります。議長 7,000 円、副議長、各常任委員長、議員の報酬をそれぞれ 1 万 4,000 円引き上げるものであります。

以上、議員諸氏の御賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山路 有君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから発議第２号に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

前田議員。

○議員（５番 前田 昇君） ５番、前田です。今回の議員報酬等の引上げにつきましては西部の報酬審議会の答申に基づくということで、その第三者機関の検討の結果ですので私のほうも特にそれに異論はございませんが、１つここで提案をいただきました議運の委員長にお伺いしたいのは、やはり村民の方から見ますと、村議会議員の役割は大きいというふうに見られているというふうに思いますが、その点について一言、我々議員が今後、目指すべき姿勢等について補足をいただけたらと思いますが、いかがなものでしょうか。

○議長（山路 有君） 加藤議運委員長。

○議会運営委員長（加藤 修君） これは西部地区の各自治体において答申どおり審議をするということで参っております。今後はこの報酬については各議会ごとに、まだこれでは足りないという議会もありますし、もっと下げたほうがいいではないかという議会もあります。これは今後、行財政特別委員会等で、日吉津村としては今後どういうふうな報酬の在り方がいいのか審議していったほうがいいと思いますし、その辺りは全議員で議論をしていきたいと思っております。以上です。

○議長（山路 有君） 前田議員。

○議員（５番 前田 昇君） 重要な点の答弁いただきましたけども、今回の条例を改正するということは、基本的にはそれを踏まえてこのように改正するというふうに理解をしております。そういった点で間違いないのかということと、それから、やはりとかく最近議員の成り手不足というようなことで、定数を減らしたらどうかということが他の町村等で散見されるわけですけども、そういったことではなくて、我々１０名の議員が議会の改革等にどのように取り組むかということ、その辺を示して条例改正を願うということで思います。その２点について、いま一度補足をいただけたらと思います。

○議長（山路 有君） 加藤議会運営委員長。

○議会運営委員長（加藤 修君） おっしゃるとおりでございます。東部のほうでは、報酬を答申したところ否決されたというところがたくさん出ております。ただ、成り手不足について、この報酬だけなのかということも含めて、全体で考えたほうがいいんじゃないかと私は思います。金額等についても、やはり議会改革においても、削減したほうがいいのか、上げて人数を減らし

たがいいのか、いろんな手段があります。薄くすれば、要するに議員を増やして、その報酬を減らして、その分というようなやり方もありますし、議員定数を下げて専門職にするというやり方もありますし、様々な手法がありますので、そういったところも踏まえて今後、我が日吉津村としても取り組んでいきたいと思っております。以上です。

○議長（山路 有君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で質疑を終わります。

これから討論を行います。最初に、反対討論はありませんか。

江田議員。

○議員（３番 江田 加代君） ３番、江田です。先ほどの議会運営委員長の提案に対して、私は反対の討論をさせていただきます。反対の理由については、２点あります。

まず、１点目ですけれども、この議員報酬を増額するというテーマは、住民から非常に批判の多いテーマでもあります。住民に理解を得る機会を設けて、できていないと判断しましたので、それが１点目です。

それから、２点目は、今、激しい物価高騰で住民生活は打撃を受けているところです。この物価の動向を踏まえ、施行日のせめて先延ばしすべきと考えておりますが、このたびについては、この時期での議員報酬の引上げには反対いたします。

御賛同よろしくお願いいたします。

○議長（山路 有君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で討論を終わります。

これから発議第２号を採決します。この採決は起立によって行います。本議案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（山路 有君） 起立多数と認めます。したがって、発議第２号は原案のとおり可決されました。

日程第２２ 発委第１号

○議長（山路 有君） 日程第２２、発委第１号、食糧自給率向上を政府の法的義務とすること

を求める意見書についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

橋井総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長（橋井 満義君） 総務経済常任委員長の橋井でございます。発委第1号、本日、日程第1で陳情第1号を審査いたしまして、その結果、食糧自給率向上を政府の法的義務とすることを求める意見書について提出をさせていただくものであります。

発委第1号、令和6年3月22日、日吉津村議会議長、山路有様。提出者、総務経済常任委員長、橋井満義。食糧自給率向上を政府の法的義務とすることを求める意見書について。以上の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第7項及び会議規則第14条第2項の規定により提出をするものであります。

お手元に配付のとおり意見書を添付させております。内容を朗読させていただきます。

政府は2024年の通常国会で、食料・農業・農村基本法を見直し、新たな基本法を制定することを目指している。日本のカロリー自給率38%は、先進国の中でも最低であり、穀物自給率28%は、世界185か国中129位である。旧農業基本法以来、自給率は一貫して右肩下がりに低下し続け、現行の食料・農業・農村基本法制定後、5次にわたる基本計画で食料自給率を引き上げることとされてきたが、目標を達成したことは一度もない。これは、現行基本法は基本計画で自給率向上を設定したものの、単なる閣議決定のため法的拘束力がないためである。食料輸入がストップしても国民を飢えさせないこと、安定的に食料を確保することは、国の基本的な責務である。今、世界的な食糧危機が進行し、食べたくても食べられない人々が増える中、食料自給率向上を放棄して国民を飢餓に追い込むのではなく、新基本法では食糧自給率目標を定める基本計画を国会承認制とし、計画の達成度の検証結果と必要な施策の見直しを国会に報告させるなど、食料自給率向上を政府の法的義務とする必要があることから、以下の事項について政府に要求する。

1つ、新基本法制定に当たっては、食料自給率目標を定める基本計画を国会承認制とし、自給率向上を政府の法的義務とする。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。令和6年3月22日、鳥取県西伯郡日吉津村議会。宛先は、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣、衆議院議長、参議院議長、以上宛てに送付したいと思います。

以上、よろしく御賛同いただきますようお願いをいたします。

○議長（山路 有君） 説明が終わりました。

この際、質疑、討論はないものとし、これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。原案のとおり意見書を提出することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（山路 有君） 起立多数と認めます。したがって、発委第1号は原案のとおり意見書を提出することに決定しました。

日程第23 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（山路 有君） 日程第23、総務経済常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

総務経済常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第24 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（山路 有君） 日程第24、教育民生常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

教育民生常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第25 広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（山路 有君） 日程第25、広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

広報広聴常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第26 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（山路 有君） 日程第26、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長（山路 有君） 以上で本定例会の会議に付議された議案は全て終了しました。

これをもって会議を閉じ、令和6年第1回日吉津村議会定例会を閉会いたします。

午後3時02分閉会
